

第65回 定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月24日（火曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

場所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
JR神田万世橋ビル
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

■ 招集ご通知

■ 参考書類

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 当社執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

■ 事業報告 ■ 計算書類（連結・個別） ■ 監査報告



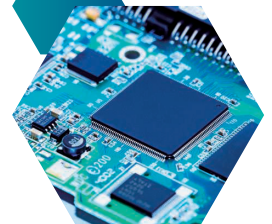
議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

信越ポリマー株式会社

証券コード：7970



総会当日、会場でのお土産の配布はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長
小野義昭



代表取締役社長
出戸利明



株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第65回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、別途ご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましても、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき27円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ6円増配の1株につき52円となり、7期連続の増配となります。

当社グループは、中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」にて掲げた事業戦略、財務・非財務戦略に取り組んでおり、目標の達成に向けこれらを着実に実行してまいります。成長領域では拡大が見込まれる半導体関連容器や自動車関連製品の新たな需要を獲得し、基盤領域では独自製品を主体とした販売力の強化や、生産性の向上に邁進し、これらを業績につなげていくことにより、株主の皆様のご期待にお応えし、企業価値のより一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(証券コード 7970)
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目1番3号

信越ポリマー株式会社

代表取締役 出 戸 利 明
社 長

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「信越ポリマー」又は「コード」に当社証券コード「7970」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2025年6月23日（月曜日）午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2025年6月24日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
3. 会議の目的事項	報告事項 - 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金の配当の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役5名選任の件 - 第4号議案 監査役2名選任の件 - 第5号議案 当社執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集に当たっての決定事項	● 議決権行使書面において、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。 ● 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。 ● インターネットの議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

以 上

- ・電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
 - ・事業報告（会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制に関する事項）
 - ・連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席の場合

株主総会



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会 **2025年6月24日（火曜日）午前10時00分**
開催日時 （受付開始 午前9時00分）

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使 期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時35分到着分まで

インターネット



パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い議案に対する賛否をご入力ください。

行使 期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時35分まで

詳細は次ページをご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

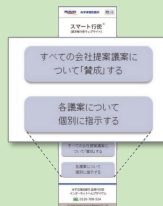
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回**のみ。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容の修正を行いたい場合は、お手数ですが右記に記載の[議決権行使コード・パスワード入力による方法]で修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



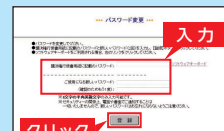
「次へすすむ」をクリック

- 2 ログインする



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

- 3 パスワードの変更



「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

- 4 以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

△「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

ご了承ください事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

- 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
 (受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開及び配当性向等を総合的に勘案し、1株につき27円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金25円を加えた年間配当金は、1株につき52円となり、前期と比較して6円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

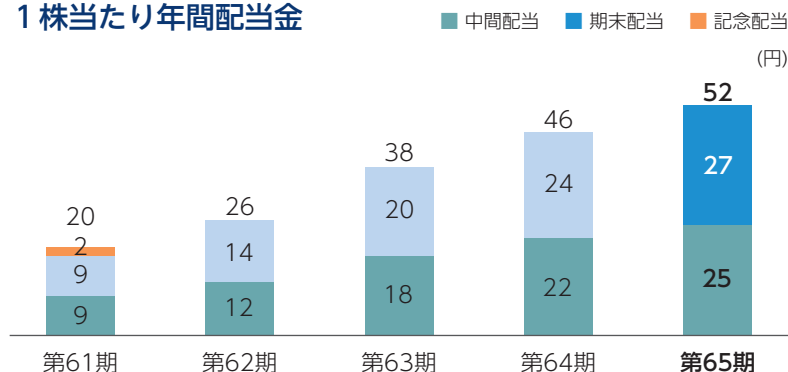
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円 総額 2,171,955,357円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月25日

1 株当たり年間配当金



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

下記の取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における現在の地位及び担当		性別	取締役会 出席回数
1	お の 小野 義昭	代表取締役会長 会長執行役員	再任	男性	13／13回
2	で と 出戸 利明	代表取締役社長 社長執行役員	再任	男性	13／13回
3	すが の 菅野 悟	取締役 常務執行役員 開発本部長	再任	男性	13／13回
4	みやした 宮下 修	取締役	再任 社外 独立	男性	13／13回
5	むら た 村田 珠美	—	新任 社外 独立	女性	—

候補者番号

1

おの よしあき
小野 義昭

1944年1月1日生（男性）

再任

■ 所有する当社株式の数

96,400株

■ 取締役会への出席状況

13回/13回

■ 在任年数

12年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月 信越化学工業株式会社入社
 2000年 6月 同社シリコン電子材料技術研究所長
 2003年 6月 同社取締役
 2004年 11月 同社新規製品部長
 2005年 6月 同社常務取締役

2007年 12月 同社研究開発部長・特許部長
 2009年 6月 同社代表取締役専務・シリコン事業本部長
 2013年 6月 当社代表取締役社長
 2021年 6月 当社社長執行役員
 2023年 6月 当社代表取締役会長・会長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

小野義昭氏は、信越化学工業株式会社でのシリコン事業を中心とした幅広い知見や経験を有し、2013年6月に当社代表取締役社長就任後は、当社の業績向上に尽力し、実績を上げました。2023年6月からは代表取締役会長として、これまでの経験に基づき、経営監督に貢献しており、引き続き当社の企業価値向上へ寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

で と としあき
出戸 利明

1952年12月17日生（男性）

再任

■ 所有する当社株式の数

105,400株

■ 取締役会への出席状況

13回/13回

■ 在任年数

13年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 10月 当社入社
 1997年 6月 当社機能製品事業本部OAグループマネジャー
 2007年 6月 当社高機能製品事業本部機能製品事業部長
 2012年 6月 当社取締役
 2013年 6月 当社高機能製品事業本部長

2014年 4月 当社営業本部長
 2016年 6月 当社常務取締役
 2018年 6月 当社専務取締役
 2021年 6月 当社取締役・専務執行役員
 2023年 6月 当社代表取締役社長・社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

出戸利明氏は、主に精密成形品事業に従事し、長く営業本部の責任者を務め、営業における豊富な経験や知見を有しております。2023年6月からは代表取締役社長として、成長戦略の推進を指揮しており、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

菅野

悟

1954年10月7日生（男性）

再任

■ 所有する当社株式の数

57,400株

■ 取締役会への出席状況

13回/13回

■ 在任年数

2年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2009年 6月	当社児玉工場長
1995年 4月	当社児玉工場SR開発グループマネジャー・生産技術グループマネジャー	2013年 6月	当社取締役
2002年 2月	当社児玉工場SR生産部長	2016年 4月	当社開発本部長（現任）
2003年 4月	当社高機能製品事業本部機能製品事業部SR生産統括部長	2019年 6月	当社常務取締役
		2021年 6月	当社常務執行役員（現任）
2008年 4月	当社高機能製品事業本部機能製品事業部SR技術・生産統括部長	2023年 6月	当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

菅野悟氏は、主に精密成形品事業に従事し、研究開発、生産技術などに携わり、豊富な知見や経験を有しております。また、2016年4月より開発本部の責任者を務めており、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

宮下

修

1954年12月18日生（男性）

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

—

■ 取締役会への出席状況

13回/13回

■ 在任年数

6年

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	三菱商事株式会社入社	2015年 4月	エム・シー・ヘルスケア株式会社代表取締役社長
2010年 4月	同社理事関西支社副支社長	2019年 4月	同社顧問
2011年 4月	同社理事リテイル・ヘルスケア本部長	2019年 6月	当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由

宮下修氏は、総合商社において主に医療品事業分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした観点から、当社の経営に対し、客観的かつ適切な監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。また、宮下修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は6年であります。

候補者番号

5

むら た た ま み
村田 珠美

1960年1月18日生（女性）

新任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

■ 取締役会への出席状況

■ 在任年数

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月	弁護士登録・第二東京弁護士会 東京八重洲法律事務所（現あさひ法律事務所）入所	2009年 4月	東京家庭裁判所委員会委員
2001年 8月	村田法律事務所代表（現任）	2013年 4月	総務省電波監理審議会委員
2008年 4月	第二東京弁護士会副会長	2014年 6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
		2021年 4月	総務省行政不服審査会委員（現任）

■ 重要な兼職の状況

村田法律事務所代表

■ 社外取締役候補者とした理由

村田珠美氏は、長年弁護士として、法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、官公署の委員会において、長年培われてきた知識及び経験により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

村田珠美氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、村田珠美氏は、村田法律事務所の代表を務めておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のうち、過去10年間における親会社である信越化学工業株式会社及びその子会社等の業務執行者であった者の地位及び担当は、上記「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。
3. 宮下修氏及び村田珠美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、宮下修氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において宮下修氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、本総会において村田珠美氏が取締役を選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
5. 候補者との責任限定契約
当社は、社外取締役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
当社は、社外取締役候補者宮下修氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。宮下修氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、村田珠美氏が取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。
当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役平澤秀明氏及び監査役吉原達生氏が任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	ひらさわ ひであき 平澤 秀明	1955年9月25日生（男性）	再任
■ 所有する当社株式の数	■ 取締役会への出席状況	■ 監査役会への出席状況	■ 在任年数
24,150株	13回/13回	17回/17回	4年
■ 略歴及び当社における地位			
1981年 5月 当社入社 1998年 8月 Shin-Etsu Polymer México, S.A. de C.V. General Manager 1999年 9月 Shin-Etsu Polymer America, Inc. General Manager 2007年 3月 同社社長 2011年 7月 当社経理グループマネジャー 2014年 4月 当社管理本部経理部長 2021年 6月 当社常勤監査役（現任）			
■ 重要な兼職の状況			
重要な兼職はありません。			
■ 監査役候補者とした理由			
平澤秀明氏は、長年、当社の経理業務に従事し、海外拠点の責任者を務めるなど、会計及び財務等に関する経験及び知見にすぐれ、そうした経験と知見を当社の監査体制の強化に活かせると判断し、監査役候補者となりました。			

候補者番号

2

よしはら たつ お
吉原 達生

1954年12月27日生（男性）

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

—

■ 取締役会への出席状況

13回/13回

■ 監査役会への出席状況

17回/17回

■ 在任年数

4年

■ 略歴及び当社における地位

1977年 4月 住友ベークライト株式会社入社
 2010年 1月 同社執行役員（欧州地域事業担当）
 2011年 10月 同社経営戦略企画室長
 2014年 4月 同社常務執行役員（プレート、デコラ、シート防水事業担当）

2016年 4月 同社常務理事
 住友情報システム株式会社代表取締役社長
 2020年 6月 住友ベークライト株式会社アドバイザー
 2021年 6月 当社監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外監査役候補者とした理由

吉原達生氏は、事業会社において幅広い分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした経験と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。
 なお、吉原達生氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役に就任してからの年数は4年であります。

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 吉原達生氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は、吉原達生氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において、吉原達生氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

4. 候補者との責任限定契約

当社は、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

当社は、社外監査役候補者吉原達生氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。吉原達生氏が監査役に再任された場合は、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填することとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案**当社執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社執行役員及び従業員に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2031年3月31日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2031年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
 - a. 当社の役員、執行役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2031年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
 - i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

当社は、当社の社外役員の独立性を判断する基準として、以下に掲げる事項に該当しない者であることとします。

1. 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社（兄弟会社を含む。以下同じ。）の業務執行者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 当社の親会社の監査役
3. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
4. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
5. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
6. 最近において上記 1. から 5. のいずれかに該当していた者
7. 以下の各号に掲げる者（重要な者（注）に限る。）の二親等以内の親族
 - (1) 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、当社子会社の会計参与を含む。）
 - (2) 上記 2. から 5. に掲げる者
 - (3) 最近において上記(1) 又は(2) に該当していた者

(注) 「重要な者」とは、

- (イ) 業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (ロ) 監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

(ご参考)

本総会後の役員の構成（予定）及びスキルマトリックス

	氏名	属性	主な知識・経験・能力等						
			企業経営	グローバル	テクノロジー	マーケティング	財務 ファイナンス	法務・ ガバナンス	人財 マネジメント
取締役	小野 義昭		○	○	○				○
	出戸 利明		○	○		○			○
	菅野 悟				○	○			○
	宮下 修	社外 独立	○	○		○			
	村田 珠美	社外 独立						○	
監査役	平澤 秀明			○			○	○	
	鳥丸 義明			○		○		○	
	吉原 達生	社外 独立	○	○	○				
	森谷 知子	社外 独立					○	○	

(注) 各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

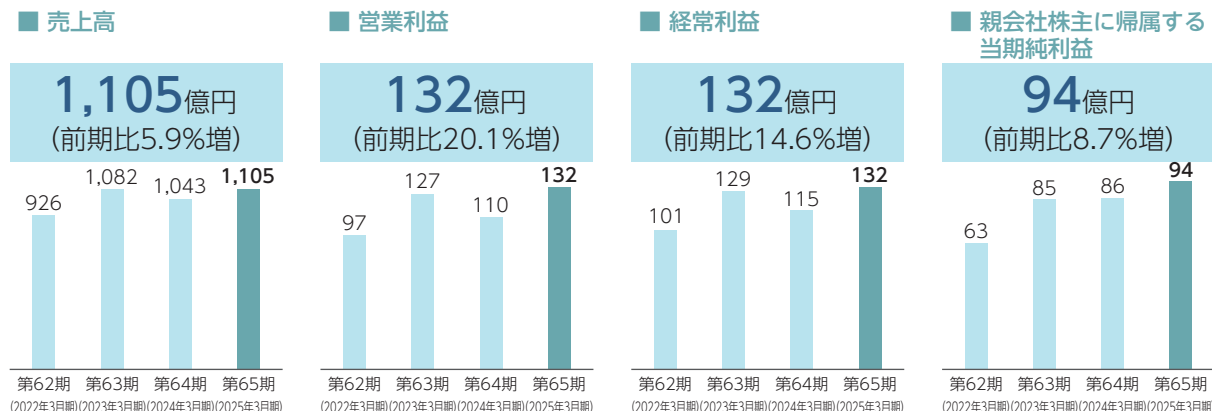
当連結会計年度における世界経済は、インフレ圧力の緩和が進み、米国では良好な雇用情勢もあり個人消費が堅調を維持しましたが、欧州では製造業不振の長期化により景気の足踏みが続きました。中国では輸出は堅調でしたが、国内需要の低迷により景況減速が続きました。また、ウクライナや中東での紛争の長期化に加え、米国の政策変更もあり、先行きの不透明感が高まりました。

日本経済は、世界的に半導体需要が堅調に推移したことから輸出が持ち直し、企業の生産活動が緩やかに回復し、設備投資も堅調に推移しました。

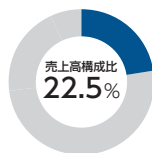
当社グループの関連する産業においては、自動車産業ではE Vの販売は減速しましたが、その他環境対応車の販売が堅調に推移しました。半導体産業ではA Iの実用化が進み、先端半導体の需要が高水準で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図りました。半導体関連容器は生産能力の増強を継続的に進めました。また、将来的に需要拡大が予想されるE Vバッテリー向け延焼防止クッションの量産を開始しました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,105億82百万円（前期比5.9%増）、営業利益132億71百万円（前期比20.1%増）、経常利益132億18百万円（前期比14.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益94億30百万円（前期比8.7%増）となりました。



(2) 事業別の概況



電子デバイス事業

売上高
24,848百万円
(前期比2.6%減)

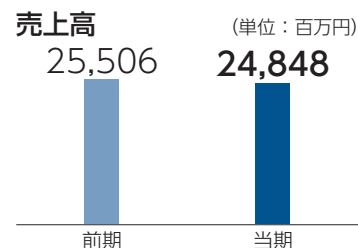


事業別概況

当事業では、自動車産業の需要環境が厳しさを増したことから、車載向けの入力デバイスなどの車載関連製品が低調に推移しました。一方で新規開発の延焼防止クッションの出荷を開始したことでコンポーネント関連製品の売上げは前年同期を上回りました。

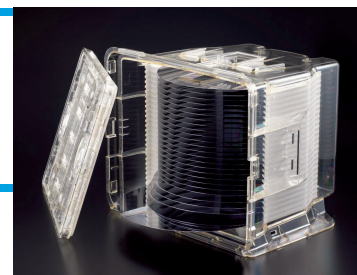
自動車産業以外では、ラップトップPC用タッチパッドは低調でしたが、民生機器需要が堅調に推移したことを受け液晶接続用コネクタの売上げが前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は248億48百万円（前期比2.6%減）、営業利益は11億90百万円（前期比42.6%減）となりました。



精密成形品事業

売上高
56,024百万円
(前期比17.7%増)



事業別概況

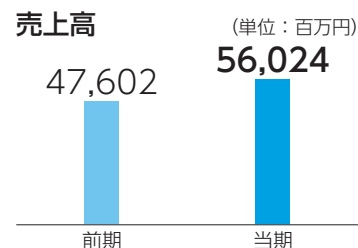
当事業では、半導体関連容器は日本を含め地域による濃淡はありますが、堅調に推移しました。

OA機器用部品はプリンター需要の好調を受け、プリンター用ローラが大幅に伸びました。

キャリアテープ関連製品はAIサーバー部品用など大型電子部品向けが堅調でした。

シリコンゴム成形品は医療用製品が伸び、売上げは前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は560億24百万円（前期比17.7%増）、営業利益は102億44百万円（前期比42.1%増）となりました。





住環境・生活資材事業

売上高
22,080百万円
(前期比8.7%減)

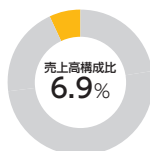
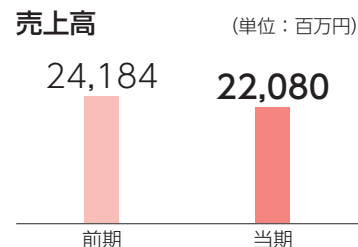


事業別概況

当事業では、カラーラップの伸長など外食産業向け小巻ラップの需要は堅調に推移しましたが、市場での機能性コンパウンドの在庫調整の長期化及び塩ビ管等の事業譲渡により、売上げは前年同期を下回りました。

また、経営資源集約による効率化を図るべく株式会社キッチニスタの吸収合併を決定しました。

この結果、当事業の売上高は220億80百万円（前期比8.7%減）、営業利益は13億63百万円（前期比0.8%減）となりました。

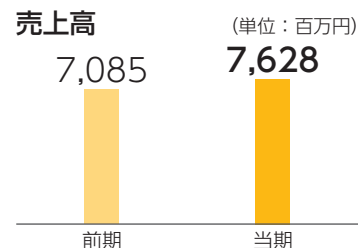


その他

売上高
7,628百万円
(前期比7.7%増)

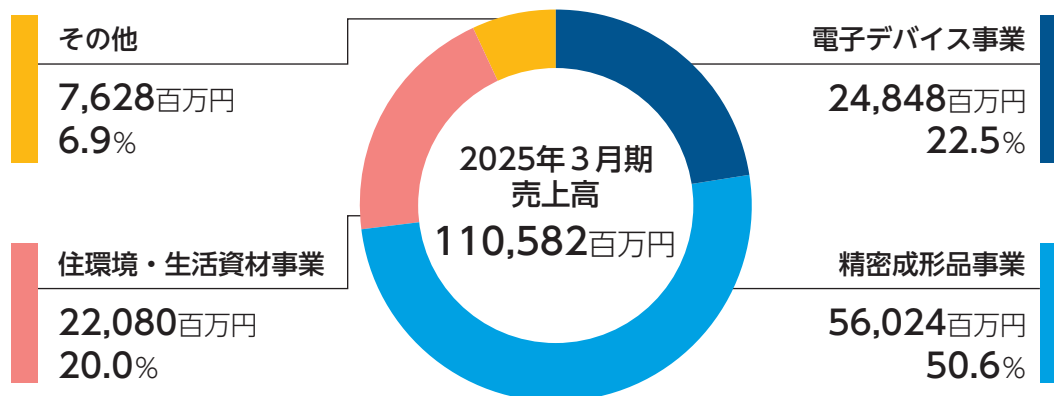
事業別概況

その他の売上高は76億28百万円（前期比7.7%増）、営業利益は4億73百万円（前期比21.6%増）となりました。



(ご参考)

◎事業別売上高構成比



(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、99億49百万円であります。その主なものは、電子デバイス製品製造設備17億94百万円（電子デバイス事業）、半導体関連容器製造設備の増強を含む精密成形品製造設備73億78百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備7億67百万円（住環境・生活資材事業）であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループの企業理念の実現に向け、2023年度に開始した中期経営計画「Shin-Etsu Polymer Global & Growth 2027」（略称 SEP G&G 2027）に掲げる各戦略を推進し、成果につなげることが当社グループの課題と認識しております。

● SEP G&G 2027 概要

事業戦略	財務・非財務戦略
・成長領域における新規需要の取込み ・基盤領域における販売力強化と生産性向上 ・海外売上比率の拡大	・成長領域における重点的な投資の実行 ・株主還元の強化 ・ESGへの取組みを強化
2028年3月期 業績等方針	

売上 1,500億円

経常利益 200億円※

ROE 10%超

配当性向 ～50%

※ 経常利益と営業利益は同水準を想定

● SEP G&G 2027の各戦略の進捗状況と取り組み (事業戦略)

中期経営計画の達成に向けて、引き続き成長領域における新規需要の取り込みと基盤領域における販売力強化に努めてまいります。

成長領域と位置づける半導体関連容器は、生成AIの実用化に伴う先端半導体の需要増加や、海外において汎用半導体の生産が一定の水準を維持したことなどを背景に堅調に推移しました。当社は将来の需要増を見越して、糸魚川工場の拡張、東京工場の新棟建設など生産体制を増強してまいりました。今後は、市況好転のタイミングを逃さず新たな需要を取り込み、事業の拡大を目指してまいります。

もう一つの成長領域である自動車関連製品では、EVの普及に減速感が見られますが、将来的には環境対応車へのシフトが予想され、当社はまずEV用延焼防止クッションの量産を

開始いたしました。また、機能性材料では車載電子部品向け耐熱薄膜フィルムの量産化を図るべく実証・開発を進めております。さらには、高い機能性を追求し、環境対応車やバッテリーを用いた社会インフラ整備の分野においても新規製品を獲得することにより、事業の拡大を目指してまいります。

また、基盤領域と位置づける入力デバイス、O A ローラ、食品包装用ラッピングフィルム、機能性コンパウンドなどの製品は差別化を徹底し、独自製品による市場シェアの拡大を図ることで、さらなる販売力強化に努めてまいります。

最適な経営資源の配分の取り組みとして、子会社の株式会社キッチニスタを2025年4月に吸収合併いたしました。ラッピングフィルム等包装資材関連事業の組織運営を一体化して製造・販売の合理化を図り、お客様の多様な要望に柔軟かつ迅速に対応することで、トップシェアの業務用小巻ラップのさらなる拡販を目指してまいります。

(財務・非財務戦略)

基盤領域の収益向上によって企業収益の土台を構築し、半導体関連容器や延焼防止クッション、耐熱薄膜フィルムに続く環境対応車の周辺部材など成長領域における積極的な設備投資を行います。また、シナジーの見込める領域でのM & A も検討してまいります。

中期的には、R O E 10%超の水準を目指し、配当性向50%以内で業績に応じた中期的に安定的な配当の継続を計画してまいります。なお、2025年3月期の配当水準は、配当性向約44%といたします。

当社グループは、企業理念に基づき、安全、公正を最優先とする経営に徹し、社会とともに成長し続ける企業を目指しております。社会からの要請・期待に応えながら、事業を通じて社会課題の解決を目指し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

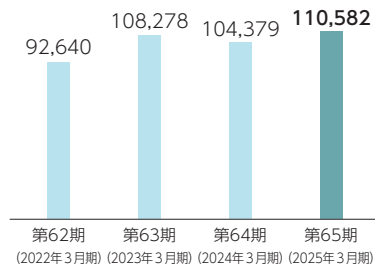
C O₂排出量は、2030年に2013年度比46%の削減を目標としています。また、新たに2030年の再生可能エネルギー導入比率を33%に設定いたしました。省エネ設備への切り替え等も従来の省エネ活動とともに、積極的に実施してまいります。人権尊重については、2024年にサステナビリティ委員会に人権推進小委員会を設置して、人権デューデリジェンスを推進する体制を整えました。今後もE S Gの重要課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、米国政権の政策に伴うリスクに対しては、顧客、取引先等と密接にコミュニケーションを図り、情報収集に努め、適宜対処してまいります。

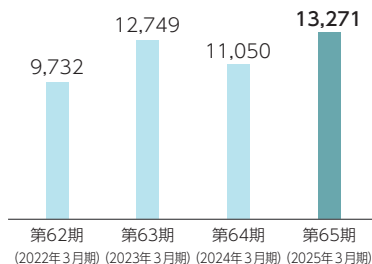
(6) 財産及び損益の状況の推移

		第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期)	第64期 (2024年3月期)	第65期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	92,640	108,278	104,379	110,582
営業利益	(百万円)	9,732	12,749	11,050	13,271
経常利益	(百万円)	10,129	12,986	11,530	13,218
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,308	8,529	8,674	9,430
1株当たり当期純利益	(円)	78.15	105.68	107.31	116.99
総資産	(百万円)	122,577	135,364	140,778	152,988
純資産	(百万円)	94,337	105,128	112,967	123,154
自己資本利益率	(%)	7.0	8.6	8.0	8.0

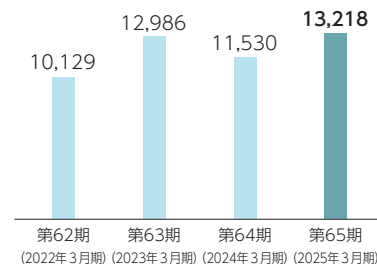
売上高 (単位：百万円)



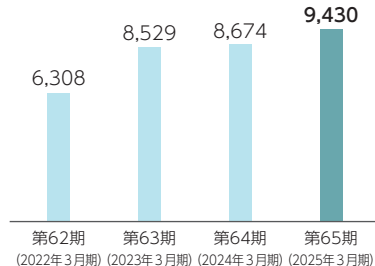
営業利益 (単位：百万円)



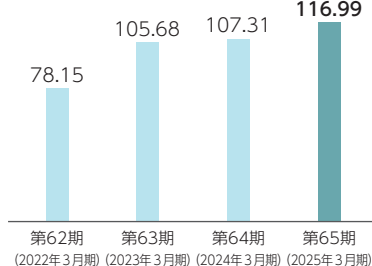
経常利益 (単位：百万円)



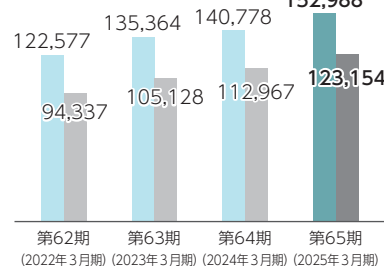
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.4%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

② 親会社との間の取引について

i 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、上記 i のとおり、当社の利益を害さないように留意しております。また、当社の親会社と当社の少数株主との利益が相反する当社の重要な取引・行為について、「親会社との取引諮問委員会」が定期的に審議を行い、取締役会に答申しております。具体的な審議内容としては、親会社グループとの取引金額が大きい主要原材料の購入取引及び半導体業界向け主要製品の販売取引を中心に検証しております。同委員会の委員は、公正かつ中立な判断を可能とするため、親会社から客観的かつ実質的に独立した者としなければならないこととしており、現在は独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名の合計3名で構成されております。これらのことから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシアリングgit 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。
3. *印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコンゴム成形品、半導体関連容器、キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、導電性ポリマー、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

(9) 主要な拠点 (2025年3月31日現在)

① 当 社

本 社：東京都千代田区大手町一丁目1番3号
 支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、札幌営業所
 工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、
 塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）
 製 造 ・ 販 売：株式会社キッチニスタ（茨城県）
 販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）
 Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.（同上）
 Shin-Etsu Polymer Taiwan Co., Ltd.（台湾）
 Shin-Etsu Polymer Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）
 Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.（タイ）
 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）
 Shin-Etsu Polymer America, Inc.（米国）
 Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）
 製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）
 東莞信越聚合有限公司（同上）
 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）
 PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia（インドネシア）
 Shin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd.（インド）
 Shin-Etsu Polymer Hungary Kft.（ハンガリー）
 製 造 ・ 販 売：Hymix Co., Ltd.（タイ）

（注）株式会社キッチニスタは、2025年4月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

(10) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,128名	-184名
精密成形品事業	1,793名	+121名
住環境・生活資材事業	388名	-36名
その他	47名	-2名
合計	4,356名	-101名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
942名	-20名	44.5歳	19.7年

(11) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式総数 82,623,376株
(自己株式2,180,585株を含んでおります。)

(3) 株主数 13,743名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	42,986	53.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,420	7.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,985	2.4
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,182	1.4
光 通 信 株 式 会 社	986	1.2
B N Y G C M C L J E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	840	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	736	0.9
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	705	0.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	691	0.8

(注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が2,180千株ありますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代 表 取 締 役 長	小 野 義 昭	
代 表 取 締 役 長	出 戸 利 明	
取 締 役	菅 野 悟	開発本部長
取 締 役	轟 茂 道	公認会計士・税理士轟茂道事務所所長
取 締 役	宮 下 修	
常 勤 監 査 役	平 澤 秀 明	
常 勤 監 査 役	鳥 丸 義 明	
監 査 役	吉 原 達 生	
監 査 役	森 谷 知 子	株式会社 Integrity Associates 代表取締役

- (注) 1. 取締役轟茂道及び宮下修の両氏は社外取締役であります。なお、取締役轟茂道及び宮下修の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役平澤秀明及び森谷知子の両氏は、長年の経理業務の経験を有している等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役吉原達生及び森谷知子の両氏は社外監査役であります。なお、監査役吉原達生及び森谷知子の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役轟茂道及び宮下修の両氏並びに社外監査役吉原達生及び森谷知子の両氏と、それぞれ責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりであります。

〔社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要〕

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び監査役並びに当社の子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社又は当社子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者が株主又は第三者から損害賠償請求された場合の被保険者が被る損害及び訴訟費用等が補填されることとなります。

(2) 執行役員の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長 会長執行役員	小 野 義 昭	
代表取締役社長 社長執行役員	出 戸 利 明	
取締役 常務執行役員	菅 野 悟	開発本部長
常務執行役員	柴 田 靖	経営管理本部長兼総務人事部長
執行役員	小 林 直 樹	営業本部長 蘇州信越聚合有限公司董事長
執行役員	石 原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
執行役員	佐 藤 光 男	生産本部長
執行役員	高 橋 正 人	生産本部糸魚川工場長
執行役員	小和田 収	経営管理本部経営企画部長兼経理部長 Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.最高経営責任者
執行役員	小 松 博 登	開発本部開発統括室長
執行役員	山 本 和 彦	営業本部営業第三部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の諮問及びその答申を経た上で取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その内容は、以下のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任が明確となるような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割に応じた固定報酬としての「基本報酬」、年次業績を反映する「賞与」及び中期の業績向上を目的とした非金銭報酬等としての「ストックオプション」により構成

し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

イ．基本報酬及び賞与（いずれも金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の取締役の賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、担当事業の年次業績等を踏まえて、諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

ウ．非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、中期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストックオプションとし、当社の業績、社会情勢等を総合的に勘案して取締役会が決定した時期に付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

エ．金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（オ．の委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得る

ものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、ストックオプションは、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額4億円以内の範囲とする旨決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額3億円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を付与する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割等を考慮し、取締役会から授権された代表取締役会長小野義昭が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからです。また取締役会は、代表取締役会長によりこの権限が適切に行使されることを確保するため、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申の内容に従って代表取締役会長が決定を行うこととしております。指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、代表取締役会長により決定された取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等の額の決定方針に関する事項及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた固定報酬（金銭報酬）としての「基本報酬」のみで構成するものとしております。監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第48回定時株主総会において、年額60百万円以内とする旨決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	256百万円 (22百万円)	233百万円 (22百万円)	23百万円 (―)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (14百万円)	45百万円 (14百万円)	― (―)
合 計	9名	302百万円	278百万円	23百万円

- (注) 1. 業績連動報酬はありません。
2. 非金銭報酬等として、2024年8月27日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対しストックオプションとしての新株予約権（第36回新株予約権）を付与しました。
3. 取締役の基本報酬の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額73百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役轟茂道氏は、公認会計士・税理士轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

社外監査役森谷知子氏は、株式会社Integrity Associates代表取締役を兼職しており、また、2024年6月22日までは、一般社団法人 Japan Society of U.S. CPAs 副代表理事を兼職しておりましたが、当社と同社及び同法人との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	轟 茂 道	当事業年度の取締役会13回のすべてに出席し、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から不正防止の対応等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
取 締 役	宮 下 修	当事業年度の取締役会13回のすべてに出席し、主として、総合商社における医療品事業分野での豊富な経験を活かすとともに、独立的・客観的な立場からM&Aへの取り組み等につき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会及び親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	吉 原 達 生	当事業年度の取締役会13回のすべてに、また、当事業年度の監査役会17回のすべてにそれぞれ出席し、主として、事業会社における幅広い分野での豊富な経験と見識を活かすとともに、客観的な立場から発言を行っております。また、親会社との取引諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	森 谷 知 子	当事業年度の取締役会13回のすべてに、また、当事業年度の監査役会17回のすべてにそれぞれ出席し、主として、米国公認会計士及び公認不正検査士としての専門的知識に基づき、事業会社での幅広い分野での経験と見識を活かすとともに、独立した客観的な立場から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	65百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. 及び Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等の額につきまして、上記以外に前事業年度（第64期）に係る追加監査報酬の額が3百万円あります。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

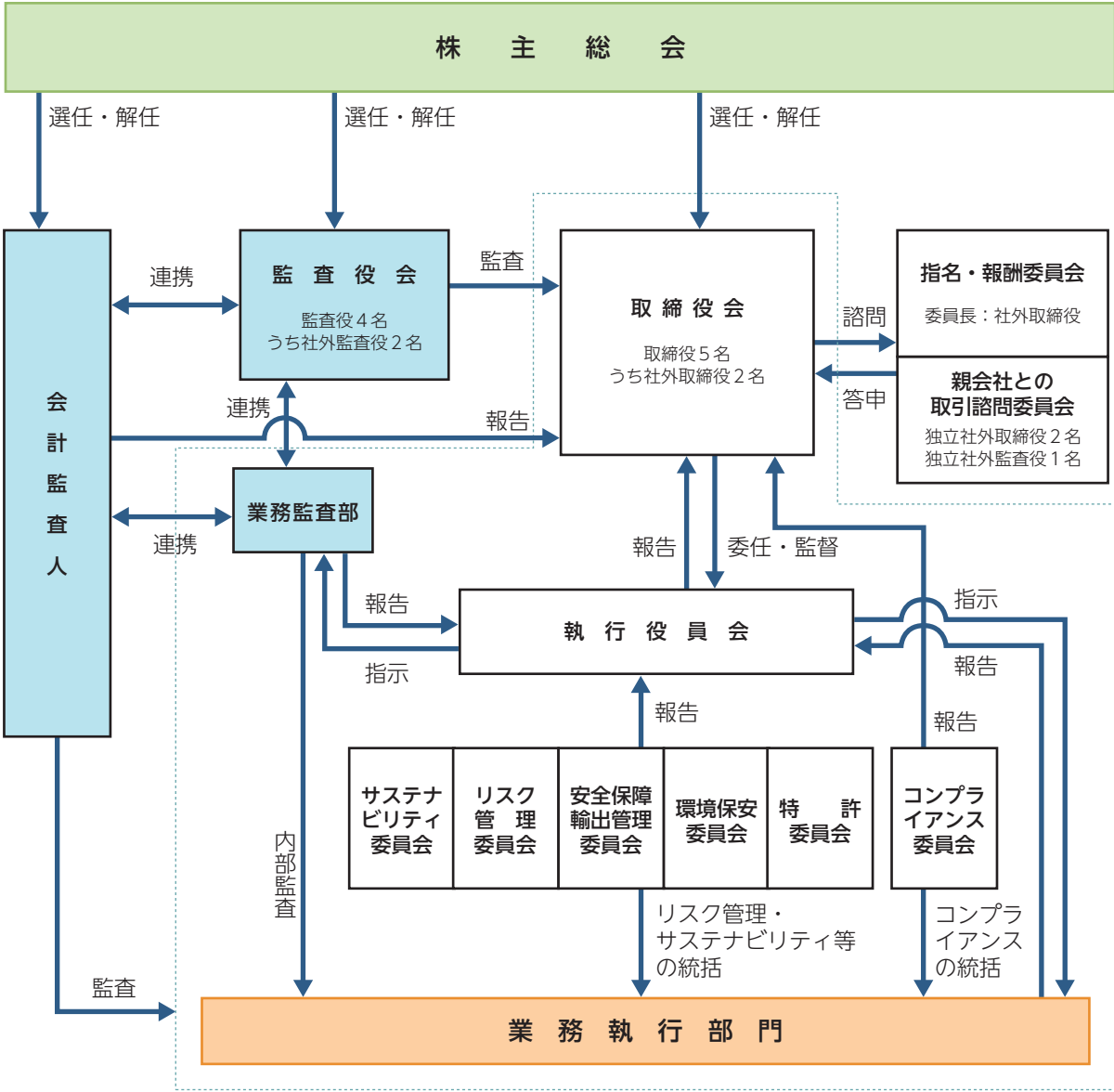
(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ~~~~~
- (注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

当社のコーポレートガバナンス体制図 (2025年3月31日現在)



連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	99,414	流 動 負 債	26,566
現 金 及 び 預 金	44,901	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	12,917
受取手形、売掛金及び契約資産	24,588	電 子 記 録 債 務	3,281
電 子 記 録 債 権	3,449	未 払 金	1,057
商 品 及 び 製 品	13,563	未 払 法 人 税 等	2,776
仕 掛 品	1,672	未 払 費 用	2,739
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,692	賞 与 引 当 金	1,695
未 収 入 金	4,065	役 員 賞 与 引 当 金	73
そ の 他	597	そ の 他	2,023
貸 倒 引 当 金	△116	固 定 負 債	3,268
固 定 資 産	53,573	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,358
有 形 固 定 資 産	49,793	そ の 他	1,909
建 物 及 び 構 築 物	27,292	負 債 合 計	29,834
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,016	(純 資 産 の 部)	
土 地	6,825	株 主 資 本	110,234
建 設 仮 勘 定	3,688	資 本 金	11,635
そ の 他	2,970	資 本 剰 余 金	10,730
無 形 固 定 資 産	978	利 益 剰 余 金	90,495
ソ フ ト ウ エ ア	836	自 己 株 式	△2,628
の れ ん	81	その他の包括利益累計額	12,509
そ の 他	61	その他有価証券評価差額金	371
投資その他の資産	2,801	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,149
投 資 有 価 証 券	929	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△10
繰 延 税 金 資 産	881	新 株 予 約 権	410
そ の 他	990	純 資 産 合 計	123,154
資 産 合 計	152,988	負 債 ・ 純 資 産 合 計	152,988

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	
売上高		110,582
売上原価		76,638
売上総利益		33,944
販売費及び一般管理費		20,672
営業利益		13,271
営業外収益		
受取利息	273	
投資有価証券売却益	158	
その他	274	706
営業外費用		
支払利息	35	
為替差損	671	
その他	52	759
経常利益		13,218
特別利益		
新株予約権戻入益	17	
補助金収入	200	217
特別損失		
減損損失	228	228
税金等調整前当期純利益		13,207
法人税、住民税及び事業税	4,108	
法人税等調整額	△332	3,776
当期純利益		9,430
親会社株主に帰属する当期純利益		9,430

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,904	流動負債	21,925
現金及び預金	18,199	支払手形	52
受取手形	371	電子記録債務	2,616
電子記録債権	2,130	買掛金	8,434
売掛金	15,587	未払金	766
商品及び製品	7,675	未払費用	1,710
仕掛品	643	未払法人税等	2,329
原材料及び貯蔵品	2,927	預り金	3,576
未収入金	2,716	賞与引当金	1,349
その他	693	役員賞与引当金	73
貸倒引当金	△42	その他の	1,015
固定資産	48,116	固定負債	2,190
有形固定資産	35,333	長期未払金	38
建物	20,154	退職給付引当金	989
構築物	448	資産除去債務	1,162
機械及び装置	5,393	負債合計	24,116
車両運搬具	215	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1,380	株主資本	74,163
土地	5,298	資本金	11,635
建設仮勘定	2,441	資本剰余金	10,481
無形固定資産	796	資本準備金	10,469
ソフトウェア	787	その他資本剰余金	11
その他	9	利益剰余金	54,674
投資その他の資産	11,986	利益準備金	1,019
投資有価証券	773	その他利益剰余金	53,655
関係会社株式	7,670	別途積立金	15,230
関係会社出資金	1,734	繰越利益剰余金	38,425
長期前払費用	44	自己株式	△2,628
繰延税金資産	1,457	評価・換算差額等	329
その他	306	その他有価証券評価差額金	329
資産合計	99,020	新株予約権	410
		純資産合計	74,903
		負債・純資産合計	99,020

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
売上高	77,283
売上原価	56,051
売上総利益	21,231
販売費及び一般管理費	13,274
営業利益	7,957
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	5,513
投資有価証券売却益	157
その他	130
5,816	
営業外費用	
支払利息	9
為替差損	10
固定資産除却損	18
その他	5
43	
経常利益	13,730
特別利益	
新株予約権戻入益	17
補助金収入	200
217	
特別損失	
減損損失	153
153	
税引前当期純利益	13,794
法人税、住民税及び事業税	2,913
法人税等調整額	△352
2,560	
当期純利益	11,233

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 邊 力 夫
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

信越ポリマー株式会社	監査役会	
常勤監査役	平 澤 秀 明	㊟
常勤監査役	鳥 丸 義 明	㊟
社外監査役	吉 原 達 生	㊟
社外監査役	森 谷 知 子	㊟

以 上

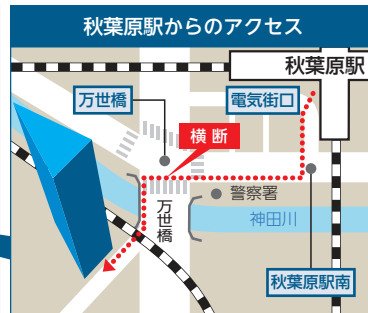
第65回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

J R 神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）

（電話）03-6859-8200（代表）



上図のとおり万世橋交差点の**横断歩道**を
渡ってから左折願います。
横断せずに左折すると、
しばらく横断することができません。



交通機関の ご案内

J R

■ 秋葉原駅

電気街口

徒歩 5 分

■ 御茶ノ水駅

聖橋口

徒歩 7 分

■ 神田駅

北口

徒歩 7 分

東京メトロ

■ 丸ノ内線淡路町駅

A 3 番出口

徒歩 4 分

■ 銀座線神田駅

6 番出口

徒歩 4 分



スマートフォンやタブレット端末
から左記のQRコードを読み取
るとGoogleマップにアクセス
いただけます。

会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。